



## コロナウイルス支援 持続化給付金



- ①事業継続の意思があること
- ②令和2年1月から12月の売上が前年同月比で50%以上減少していること
- ③法人最大200万円・個人最大100万円
- ④令和3年1月15日までに申請

## 家賃支援給付金



- ①事業継続の意思があること
- ②令和2年5月から12月の売上が前年同月比で50%以上減少又は、連続する3ヶ月の合計で前年同期比30%以上減少していること
- ③法人最大600万円・個人最大300万円
- ④令和3年1月15日までに申請

## 国税の納税猶予制度



- ①令和2年2月以降の売上が前年同月比で20%以上減少していること
- ②一時に納税を行うことが困難であること(計算式有)
- ③無担保・延滞税なし
- ④令和2年2月から令和3年2月1日までに期限が到来する法人税・消費税・所得税などほぼ全ての税目が対象

## 固定資産税・都市計画税の減免

- ①令和2年2月から10月までの連続する3ヶ月間の事業収入の合計が50%以上減少している場合は全額免除、30%以上50%未満の場合は2分の1減免
- ②事業用家屋・設備等の償却資産に対する固定資産税都市計画税が対象
- ④令和3年1月末までに各市町村へ申請

(坂本・馬場)

## 『将来像』

代表 長沼 隆弘

2020東京オリンピックが延期となり、実際に実施できるのか否かもわからない状態が続いております。アスリート、特に引退を考えざるを得ない年齢に差し掛かっているアスリートには酷な事です。体を使うアスリートにとって「引退」は、常に付きまとう事柄なのでしょう。

我々はアスリートではありませんが、サラリーマンなら定年を、経営者なら引退を、いずれは考えなければなりません。政府では定年を70歳に伸ばすような話がでながらも、新聞では一転、大企業が早期退職者を募っていたりもします。昭和の時代、隆盛を誇る企業は、上場を目指すのが常で、そうではない企業も後継ぎがいて事業承継をしていくのが常であったように思います。しかし、最近は経済環境の変化もあり、後継ぎのおられない企業も多くなってまいりました。

さて、御社はいかがでしょう

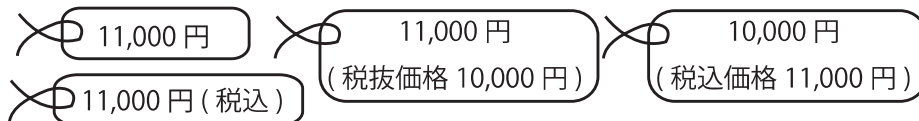
後継ぎのおられる企業であれば株式を相続する際の問題等がある為、株式の評価を下げる事を考えなければなりません。後継ぎのおられない企業であればM&Aも視野に入ってくるかもしれません。その場合、相続とは逆に株式の評価を上げる方法を考える事になります。

他にも、社員さんに譲っていく形も考えられれば、社長の代で会社を閉じていく事も考えられます。株価の問題も含め、引退をするにあたっては退職金をいくら取るか、いくら取ることが可能か(資金の有無)も視野に入れて計画をしておかねばなりません。

これらの計画は1年や2年でできるものではありませんので、できるだけ早めの手当てが必要です。30代・40代であっても考えておくべき事柄だと思います。

話は変わりますが、LOVOT(ラボット)というペット型ロボットが昨年発売されたというニュースを見ました。何もしてくれない、そばにいてくれるだけのロボットですが、かわいがるほどなついたり、玄関に迎えに来るようになるそうです。開発者の方がおっしゃるには、「人間はどんな問題も自分で解決する能力を持っている、ただ、一人では解決できない。聞いてくれる相手がいる、話し相手が必要。」だそうです。その通りだと思います。対面での営業、対面での会話が大切だと改めて感じます。コロナ禍でままならない日々が続きますが、ともに頑張ってみましょう。私どもでお手伝いできることがあれば何なりとご用命ください。

### 【総額表示の具体的な表示方法例】



消費税の表示に関する特例期間が令和3年3月31日をもって終了し4月1日より店頭表示・チラシ等の価格表示について、消費税相当額を含む支払総額が一目で分かる総額表示が義務付けられます。

### 店頭価格表示 ご確認ください

## 企業版ふるさと納税

企業の社会貢献として寄附という選択があります。

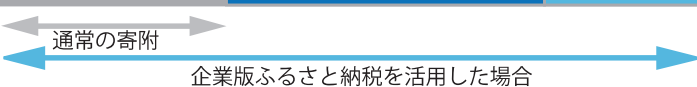
令和2年度税制改正により、企業版ふるさと納税が、実質負担約1割で実施できるようになりました。

企業が、地方創生プロジェクトに寄附を行った場合に、税の軽減を得られる仕組みとして、最近では、コロナウイルスに関連した事業に寄附するものもあります。(杉浦)

※令和2年4月1日以後開始する事業年度より適用することができます。

【寄附額に対する法人税等の軽減効果】(国・地方公共団体その他指定寄付金を前提)

損金算入による軽減効果 国税+地方税	法人住民税+法人税	法人事業税	企業負担
約3割	4割	2割	約1割



## 二次相続対策としての配偶者居住権

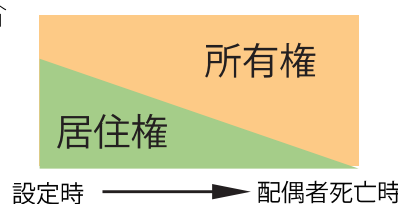
民法改正により、配偶者居住権(配偶者が自宅に住み続ける権利)が設立されました。

設定から時の経過と共に居住権部分が逡減し、配偶者の死亡により消滅します。

配偶者生存中の売却時に贈与が生じる等リスクもありますが、二次相続の対策に使える場合もあります。

詳しくは担当者までお問合せ下さい。(石川)

※令和2年4月1日以後に発生する相続から設定することができます。



## 新入職員紹介

岩岡 大暉  
平成7年4月14日生  
血液型:A型  
趣味:音楽鑑賞  
特技:階段上り下り



今年1月に入社しました。まだまだ経験が浅いですが、税法の知識をつけ、また様々なことに興味を持って見識を広げられるよう、日々の業務に励んでおります。よろしくご依頼致します。

## 編集後記

今年は、オリンピックイヤーとして華々しく明けましたが、気づけばコロナウイルス・大規模水害と、取り巻く環境はどんどん厳しくなっています。私共も長らく継続している夏の研修合宿を中止したり、5月6月は、時差出勤を行ったりしながら通常業務を行ってまいりました。記事にも国が用意した支援策を一部ではありますが、掲載させて頂きました。要件等書ききれない部分も御座いますので、お気軽に担当者にお問合せ頂ければ幸いです。本号は業務1課が担当させて頂きました。暑い夏、熱中症などお気を付け頂き、この難局を乗り越える事が出来るよう、心よりお祈り申し上げます。(隆伸)

